

長野県地方卸売市場事務取扱要領

令和元年 12 月 19 日付農政マ第 141 号
一部改正 令和 3 年 7 月 15 日付農政マ第 64 号

(趣旨)

第 1 この要領は、卸売市場法（昭和 46 年法律第 35 号。以下「法」という。）、卸売市場法施行令（昭和 46 年政令第 221 号。以下「政令」という。）及び卸売市場法施行規則（昭和 46 年農林水産省令第 52 号。以下「省令」という。）に基づき、長野県内の地方卸売市場の開設者等（以下「開設者等」という。）が知事に対して行う申請、届出及び報告書の提出等について、必要な事項を定めるものとする。

(申請書等の提出)

第 2 開設者等が法、政令及び省令に基づき、知事へ提出する申請書等は、当該卸売市場の所在地を管轄する地域振興局長を経由して提出するものとする。
2 提出期限等については、別表のとおりとする。

(申請書等の様式)

第 3 法及び省令において、都道府県が別に定めることができることとされている様式及び添付書類は、別記様式第 1 号から様式第 7 号までのとおりとする。

(検査)

第 4 法第 14 条において準用する同法第 12 条第 2 項の規定による検査は、知事の命ずる職員が行うこととする。
2 地方卸売市場に立入検査をする職員の身分を示す証明書は、別記様式第 8 号のとおりとする。

附 則

(施行期日)

第 1 この要領は、令和 2 年 6 月 21 日から施行する。ただし、法第 13 条第 1 項の認定を受けようとする開設者等が、法附則第 3 条第 3 項に基づきその申請をする場合にあつては、令和元年 12 月 21 日から適用する。

附 則

この要領の改正は、令和 3 年 7 月 15 日から施行する。